

舟石川一区自治会運用細則

令和5年4月1日改訂版

(趣 旨)

第1条 この運用細則は、舟石川一区自治会規約の施行に関し、自治会運営に必要な事項を定める。

(専門委員会の設置)

第2条 舟石川一区自治会に次の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 防災・防犯委員会
- (3) 環境委員会
- (4) 青少年・福祉委員会

(専門部会の任務)

第3条 専門委員会は、それぞれ次の事項を担当し、活動を推進する。

- 1. 総務委員会
 - (1) 広報に関すること
 - (2) 研修に関すること
 - (3) 他の委員会に属さないこと
- 2. 防災・防犯委員会
 - (1) 防犯及びパトロールに関すること
 - (2) カーブミラー、防犯灯に関すること
 - (3) その他防犯・防災に関すること
- 3. 環境委員会
 - (1) クリーン作戦に関すること
 - (2) 管内美化に関すること
 - (3) 環境パトロールに関すること
 - (4) その他環境にかんすること
- 4. 青少年・福祉委員会
 - (1) いきいき敬老の集いに関すること
 - (2) 青少年育成に関すること
 - (3) 地域福祉に関すること

(実行委員会)

第4条 舟石川一区自治会内に夏祭りを実施するための実行委員会を置くことができる。

(賛助会員の要件)

第5条 賛助会員は 舟石川一区内に事業所(賃貸住宅も含む)又は事務所を有し自治会の活動に理解と協力を有する法人、個人事業主(区内のアパート経営者等)及び団体とし、運営委員会の承認をうけたものとする。

(会 費)

第6条 普通会員の会費は、年額500円とする。

2. 賛助会員の会費は、年額1口1,000円とする。但しボランティア等の団体の会費は運営委員会にて免除することができる。

(資源物分別回収報奨金の配分)

第7条 資源物回収報奨金は、立ち会い者1人1回1,000円とし、残金の1／2は世帯数に応じて常会に、1／2は自治会に配分するものとする。

※本条は、集会所建設資金確保上から、平成27年度から29年度まで失効とする。

2. 資源物回収集積場所の借料が生じた場合は、借料の上限を10,000円とし自治会が負担するものとする。
3. 資源物回収時の立会時の共通備品に関して、補充費用は自治会負担とする。

(役員活動費補助)

第8条 舟石川1区自治会の役員に次の活動費を補助する。

(1)自治会長	年額 320,000円
(2)副自治会長	年額 120,000円
(3)協議員	年額 30,000円
(4)専門委員長	年額 30,000円
(5)専門副委員長	年額 20,000円
(6)書記	年額 100,000円
(7)集会所管理者	年額 120,000円
(8)班長(常会長)	年額 10,000円

2. 役員任期中に欠員が生じ補充された場合の活動費は、前任者の残任期間分とする。その算出方法を下記に示す。

※残任期間の活動費=(報酬年額／12)×在籍月数…千円以下は切り捨てとする。

第9条 自治会に関する事項について討議するための懇談会を設けることができる。

ただし、懇談会は役員会の過半数の賛成により設ける。

(顧問活動手当)

第10条 顧問の活動に対して年間20,000円を支給する。

(専門委員会への活動費補助)

第11条 専門委員会の活動を支援するため、各委員会に活動費として年間20,000円を支給する。

2. 各委員会は事業が完了したことを、3月末までに収支報告書を自治会長に提出する。

(災害見舞金及び弔慰、見舞金)

第12条 災害見舞金及び弔意、見舞金を次のとおり定める。

(1)災害見舞金

会員が火災等の災害にあった場合、会長の判断により災害見舞金を支給することができる。

(2)弔慰金

役員本人が死亡の場合、10,000円の弔慰金を支給する。

(3)病気見舞金

役員本人が2週間以上入院した場合は、5,000円の見舞金を支給する。

2

(付則)

- ① この運用細則は平成18年4月1日から施行する。
- ② この運用細則は平成19年4月1日から適用する。
- ③ この運用細則は平成21年4月12日から適用する。
- ④ この運用細則は平成22年4月5日から適用する。
- ⑤ この運用細則は平成23年4月1日から適用する。
- ⑥ この運用細則は平成25年4月1日から適用する。
- ⑦ この運用細則は平成27年4月1日から適用する。
- ⑧ この運用細則は平成28年4月1日から適用する。
(行政協力員制度廃止による)
- ⑨ この運用細則は平成29年4月1日から適用する。
資源物の事項、役員活動費補助と役員補充時の活動費補助、専門委員会への補助金、更に災害見舞金及び弔意、見舞金の事項を変更、追加する。
- ⑩ この運用細則は平成31年4月1日から適用する。
- ⑪ この運用細則は令和5年4月1日から適用する。